

令和7年度外国人市民等支援本部の基本方針

令和7年7月7日決定

1 令和7年度基本方針

令和7年度における一関市外国人市民等支援本部の基本方針は、次のとおりである。

(1) 外国人市民等への情報提供や相談対応に関する環境の整備

- ・ スマホ社会への対応、DX推進、AI技術を利用した利便性が高く、効率性に優れたサービスの提供
- ・ 市職員が積極的に相談に応じるスキルの習得
- ・ 市職員による「やさしい日本語」の活用

(2) 外国人市民等の就労環境の整備を支援

- ・ 外国人就労者との懇談会を開催
- ・ 外国人就労者が働きやすい職場環境づくりを支援するため、企業が実施する職場定着の取組や研修会等に要する経費に対しての補助を実施

(3) 外国人市民等の地域での交流に対する支援

- ・ 国際交流や多文化共生の取組を支援するため、国際交流協会等が行う事業に対しての補助を実施
- ・ 外国人就労者の地域交流を促進するため、交流促進の機会を提供する企業に対し奨励金を交付

(4) 外国人市民等の日本語の習得に対する支援

- ・ 日本語教室を実施している民間団体に対する支援

(5) 外国人就労者の受け入れ拡大に対する支援

- ・ 企業の成長と競争力強化を図るため、社員寮（外国人就労者を含む。）の整備を支援
- ・ 外国人就労者が働きやすい職場環境づくりを支援するため、事業所が実施する職場定着の取組や研修会等に要する経費に対しての補助を実施（再掲）
- ・ 外国人就労者の地域交流を促進するため、交流促進の機会を提供する事業所に対し奨励金を交付（再掲）
- ・ 外国人材の市内事業所への就職・定着を促進するため、事業所が海外の大学生等を採用するために実施する就業体験（インターンシップ）に要する経費に対しての補助を実施（新規）
- ・ 「技能実習制度」から「育成就労制度」が施行されるまでの移行期間中に情報収集を行うとともに、市内企業に対する研修会を実施し理解を深める

(6) 外国人市民等の受入れや交流に関する調査

- ・ 技能実習制度の送出機関や監理団体等に関する現地での状況を調査
- ・ 将来的な外国との連携協定の可能性については、内容に応じて関係各課が主体となり、調整・締結を行うものとする。

(7) 外国人の日常生活に関わる17の課題提起等に対する対応

2 外国人の日常生活に関わる 17 の課題提起に対する対応方針

大分類	17 の課題分類	現状・課題及び対応方針
(1)受入環境の改善	① 住まいに関する こと	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習生に関しては、事業主が住まいを用意し家賃を天引きしているのが実態 ・民間賃貸住宅において、外国籍の方への貸し渋りがあることを聞く ・市内企業の持続的発展や事業拡大の取組（外国人雇用の拡大を含む。）を支援するため社員寮整備事業に対する支援を実施する ・通学が困難な学生居住場所を確保し、教育環境の充実（外国人留学生を含む。）を図るため、学生寮整備事業に対する支援を実施する <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員寮整備事業費補助金、学生寮整備事業費補助金を継続することにより、引き続き住居環境の改善を支援する（商工労働部、教育委員会） ・外国籍を理由に入居を拒否することは違法であることから、宅建業者、不動産業者に対する周知・啓発を実施する（建設部） ・外国人の市営住宅への入居に関し、連帯保証人を付すことが難しい人が多いことが見込まれることから、保証人の要件緩和の検討を継続する（建設部）
	② 外国人市民から意見を聴く機会に関する こと	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流イベントや多文化共生ワークショップの開催に併せて、事業内容や生活に対する意見のアンケートを実施している ・外国籍の方が就労している市内事業所を対象とした事業主・就労外国人との懇談を行っている ・来日して間もない外国人就労者と市長との懇談会を開催した <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、必要に応じてアンケートや懇談等を実施する（まちづくり推進部・商工労働部）
(2)日常生活の支援	③ 病気やけがをした場合の対応に関する こと	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いわて医療ネット」では多言語で医療機関を検索・表示できることから、市ホームページで案内している ・多言語 119 番通報通訳業務委託により、119 番 3 者通話業務、救急隊員通話業務及び一般消防業務対応通訳支援業務を委託実施している ・救急業務にあたり、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイス

		<p>トラ」の活用し、スマートフォンの音声と画面の文字により外国人傷病者とコミュニケーションを図っている</p> <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、現状の対応を維持していく
	④ 結婚支援、離婚手続き支援、虐待行為の相談に関すること	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談に関して、外国人市民等についても対象者であり相談に応じるが、実績がない <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も国籍の別なく相談に応じるほか、別途ビザ等に係る確認等が必要な場合は、適切な機関へ繋ぐものとする
	⑤ 子どもの教育（特に母国語を教えてくれるところがない）に関すること	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立小中学校では外国籍児童生徒を受け入れており、県の加配措置を活用し日本語教育担当の教員を2名以上配置するなどして日本語の教育を提供している ・母国語を教える取組は、市では把握していない <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、外国籍児童生徒の日本語能力の実態に合わせ、日本語指導や授業指導などできるだけきめ細かに対応していく。その際、保護者のニーズを把握しながら具体的対応を検討する（教育委員会） ・母国語を教える取組は、基本的には保護者の責任において行うべきものであるが、外国人市民等のコミュニティづくりを支援することが母国語の習得に役立つと考えられる（まちづくり推進部）
	⑥ 母国語での翻訳された情報（市役所、税務署、社会保険事務所、その他の公的機関）の提供に関すること	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生成AI技術による多言語対応可能なチャットボットを市ホームページへ導入している ・一関市国際交流協会による市広報の情報を一部抜粋した「多言語情報誌」（やさしい日本語・英語・中国語・ベトナム語）の発行を支援している（まちづくり推進部） ・市ホームページにおいて、外国人市民等に必要と思われる情報やリンクを外国人市民等支援本部のページに整理・集約している <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き上記の取組を行っていく
	⑦ ごみ出し等に関すること	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度から、「ごみ分別アプリ」を日本語以外の5言語（英語・ベトナム語・フィリピン語・インドネシア語・中国語(繁体字)）にも対応させた ・ごみ出し等による地域のトラブルが少しずつ顕在化し始

		<p>めている</p> <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人市民のごみ出しに関するルールや手順を理解してもらうため、監理団体や事業主、市が連携し、外国人市民に対し、ごみ出しに関する説明会や指導を行う（商工労働部・市民環境部・まちづくり推進部）
	<p>⑧ 食料や日用品（母国の用品、調味料、レストランなど）に関すること</p>	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取り扱いが少ない、売っている店が分かりにくいという問題がある 外国人市民に向けた店舗一覧や買い物支援ガイド等の、情報をまとめたものはない <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人市民等から取り扱い食材等の照会があった際にお知らせできるよう情報収集を行い、外国人相談窓口のある一関市国際交流協会と情報を共有する（まちづくり推進部）
	<p>⑨ 自動車運転免許の取得に関すること</p>	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国籍に関わらず、市民からの相談の受付や支援は行っていない 在留外国人の運転免許は取得までの期間が長く、生活に支障がある 自動車運転免許の取得に関しては、岩手県公安委員会が所管する事務となっている <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人の免許取得までの期間を短くするよう岩手県に対して要望する（市長公室）
(3)外国人市民等とのコミュニケーションの支援	<p>⑩ 母国語で相談できる市の窓口に関すること（月に何回とか）</p>	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市では外国人専用の相談窓口は設置していない 一関市国際交流協会が外国人相談窓口を設置している（市の補助支援あり）※相談件数は年間40件程度 <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、一関市国際交流協会での外国人相談窓口開設を支援する（まちづくり推進部）
	<p>⑪ 母国語による行政相談窓口（ビザ関係）</p>	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ではビザに関する相談窓口は設置していない 年に1度、岩手県国際交流協会と共催でビザに関する相談会を実施している <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間を通じてビザ関係の相談ができる出入国在留管理庁等の案内を市ホームページに掲載する（外国人市民等支

		<p>援本部)</p> <p>⑫ 市役所、病院での会話（市役所、病院、学校の通訳、翻訳サービス）に関すること</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入転出などの手続きの際は通訳が同行することが多いため、外国語での説明は行っていない ・保健センターの窓口や健診会場等では、職員が、やさしい日本語や翻訳アプリを活用 ・出入国在留管理庁が実施する「行政窓口を対象とした電話による通訳支援（17言語対応）事業」の窓口での活用 ・学校現場においては、児童生徒本人・保護者の実態に合わせた会話に苦心している。ポケトークという翻訳機械を用いてのコミュニケーション支援を行っている <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、翻訳アプリ（ボイストラ、Google 翻訳など）や通訳支援事業を活用する ・職員に対する、やさしい日本語や翻訳アプリによる対応についての啓発を行う（まちづくり推進部） ・職員へのやさしい日本語研修を実施する（まちづくり推進部） ・市役所は、外国人市民等にとっていちばん身近な役所であることから、市職員が積極的に相談に応じるスキルの習得のほか、DX推進、スマホ社会への対応、AI技術を利用して利便性が高く、効率性に優れたサービスを提供していく（外国人市民等支援本部事務局）
(4)多文化共生の推進	<p>⑬ 外国人に対する差別や偏見に関すること</p> <p>⑭ 地域との交流（母国文化の紹介）に関すること</p>	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に1～2度、市民を対象に多文化共生に関するセミナーやワークショップを行っているほか、一関市国際交流協会においても多文化共生イベント等を通じて相互の交流・文化の紹介などを行っている ・外国人就労者の地域交流を促進するため、交流促進の機会を提供する企業に対し、外国人就労者地域交流促進奨励金により支援を行っている <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市主催の多文化共生に関するワークショップや講演会等を実施するほか、一関市国際交流協会や、一関市国際交流活動支援補助金を活用して市民団体が実施する多文化共生イベント等を通じて、相互理解を支援する（まちづくり推進部） ・引き続き、外国人就労者地域交流促進奨励金による支援を実施する（商工労働部）
		<p>【現状・課題】</p>

(5)その他外国人市民等の支援に関する事	⑮ 労働環境（勤務労働条件と実際の労働）相談に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民等に特化した労働環境相談、税や社会保険料の控除、大使館との連絡調整は対応していない 技能実習生は、日本における一般的な労働や税制度について来日した際に研修で学んでいる
	⑯ 税や社会保険料の控除の説明に関する事	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> 外国人技能実習機構の技能実習SOS・緊急相談専用窓口（多言語フリーダイヤル）を市ホームページで周知する（商工労働部） 同機構仙台事務所の通訳人（多言語）による相談窓口を市ホームページで周知する（商工労働部） 市が所管していない国の事務や他の機関の事務の担当官庁を困りごと別に市ホームページで案内する（外国人市民等支援本部事務局） 外国人技能実習機構が提供する、労働条件、賃金不払い、ハラスメント、税金や途中帰国などのほか、大使館への取次を含めた多言語のフリーダイヤル相談窓口を市ホームページで案内する（外国人市民等支援本部事務局）
	⑰ 母国の大使館との連絡調整に関する事	

3 17の課題以外の課題に対する対応方針

分類	現状・課題	対応方針
(1)外国人市民等の生活に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民等にとって、日本語の習得は難しいと感じられているため、一関市国際交流活動支援補助金により市民団体等による日本語教室の開催を支援している 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、補助金等により市民団体等による日本語教室の開催を支援する。（まちづくり推進部）
(2)外国人市民等のうち、特に就労者の受入に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 外国人就労者の就労先選択においては、賃金が最優先の要因であるが、市として賃金に関しては直接的に介入することが難しいため、厚生や労働環境で支援していくことが出来る対応の一つであることから、企業が実施する研修会等に要する経費に対して補助する「外国人市民等にやさしい職場環境づくり支援事業費補助金」を制度化している 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「外国人市民等にやさしい職場環境づくり支援補助金」により企業を支援する（商工労働部）
	<ul style="list-style-type: none"> 日本はまだ人気のある実習先であり、外国人就労者の受入人数の拡大は可能である 技能実習制度から育成就労制度が施行されるまでの移行期間中に情報収集及び理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、商工会議所等と連携して、市内事業所向けの勉強会を企画し、各事業所が新制度への対応を遅延なく整えるよう支援する（商工労働部）
	<ul style="list-style-type: none"> 外国人就労者に長く働いてもらうためには、採用する前に事業所の魅力や仕事の内容を理解して 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所が海外の大学生等を採用するために実施する就業

	<p>もらうこと、一関市での生活を理解してもらうことが必要である</p>	<p>体験(インターンシップ)に要する経費に対しての補助金により企業を支援する(商工労働部)【R7 新規】</p>
<p>(3)外国人市民等の支援及び支援体制の総合調整に関すること</p>	<p>・国内外の情勢や市内の外国人市民等の状況により、必要な支援の内容が変化することが考えられるため、定期的に支援体制について情報を共有し、検討を行う</p>	<p>・外国人市民等支援本部及び支援部会を通じて、外国人市民等を取り巻く状況及び必要な支援体制について情報共有を行う(外国人市民等支援本部)</p>
<p>(4)その他</p>		<p>・岩手県において、当市の外国人市民等支援本部と同様の取組の実施について検討を始めており、県に対して広域的な外国人県民の支援を行うよう要望する(外国人市民等支援本部事務局)</p>